



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 丸 東 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 尾 崎 太 郎
(コード番号 7 8 9 4)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 担 当 鎌 瀬 洋 介
(TEL 0942-73-3845)

単元株式数の変更および株式併合ならびに これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 70 期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、福岡証券取引所に上場する会社として、その趣旨を尊重し、対応することといたしました。

(2) 単元株式数変更の内容

平成 29 年 9 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 70 期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件としております。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、売買単位あたり価格について、当社株式を証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするため、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法

平成 29 年 9 月 1 日をもって、平成 29 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 4,561 千株（併合前：45,610 千株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 9 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 2 月 28 日現在）	15,902,500 株
株式併合による減少する株式数	14,312,250 株
株式併合後の発行済株式総数	1,590,250 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式に株式併合の割合を乗じた理論値です。

⑤併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑦併合により減少する株主数

【平成 29 年 2 月 28 日現在（基準日）の株主構成割合】

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
10 株未満所有株主	0 名（0.0%）	0 株（0.0%）
10 株以上所有株主	476 名（100.0%）	15,902,500 株（100.0%）
全株主合計	476 名（100.0%）	15,902,500 株（100.0%）

上記の株主構成からすると、10 株未満の株式のみを所有されている株主様は 0 名ですので株主としての地位を失う株主様はおられません。ただし、平成 29 年 3 月 1 日以降に 10 株未満株主に該当された株主様においては、効力発生日までに、当社に対して、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(3) 株式併合の条件

平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 70 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が平成29年5月26日開催予定の第70期定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年9月1日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,610,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の1単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,561,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の1単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月14日
定時株主総会決議日	平成29年5月26日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年9月1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年9月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年9月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年9月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、福岡証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるのは平成29年8月29日からとなります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の**売買単位（単元株式数）を100株に統一**することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は福岡証券取引所に上場する会社としてその趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方で、証券取引所では望ましいとする**投資単位の水準を5万円以上50万円未満**と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、**実質的には現在の投資単位に変動を生じないこととなります。**

Q5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式は、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記の例のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	755株	なし	75株	なし	0.5株
例4	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例3、例4）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、そ

の代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様（上記の例 4）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 株式併合によって所有株式が減少しますが、資産価値に影響は与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 になりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。また、1 株当たりの株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

【株式併合前後における資産価値の推移のイメージ】

株式併合前			株式併合後		
株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値	株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値
1,000 株	50 円	50,000 円	100 株	500 円	50,000 円

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

- A. ご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q 5 に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 株主自身で、何か必要な手続はありますか。

- A. 特に必要なお手続はございません。

なお、上記 Q 5 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q 9 今後の具体的スケジュールを教えてください。

- A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 26 日	定時株主総会日
平成 29 年 8 月 28 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 8 月 29 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 9 月 1 日	株式併合と単元株式数変更の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話番号 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）
以上